

統計法改正について

統計法が60年ぶりに全面改正され、5月23日に公布（平成十九年法律第五十三号）

1 統計法のポイント

～「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ～

背景

統計制度改革検討委員会（内閣府）

- ・統計の体系的整備
- ・「司令塔」機能の強化

統計法制度に関する研究会（総務省）

- ・統計調査の民間委託の推進
- ・統計データの二次的利用の促進

概要

公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の向上を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を策定すること、統計データの二次利用を促進すること等を内容とする統計法の全部改正を行う。

1. 公的統計の体系的整備

- 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**基本的な計画を策定**
- 統計調査によらない統計を含め、作成方法に関する規律を整備
- 公的統計を、その体系の根幹を成す**基幹統計**とそれ以外の統計に区分して規律を整備

2. 統計データの利用促進と秘密の保護

- 調査票情報の二次利用ができる場合を明記するとともに、**委託に応じた集計による統計の提供、匿名性の確保措置を講じた統計データの利用**に関する規定を整備
- 統計調査によって集められた調査票情報等の適正管理義務
秘密の漏洩の禁止（罰則付き）
- これらの規律を**統計調査事務の受託者にも明示的に課す**ことにより、民間委託を推進

3. 統計委員会の設置

- 公的統計を総合的かつ体系的に整備するため、基本計画案についての調査審議等統計法の定める事項を処理する**統計委員会を内閣府に設置**

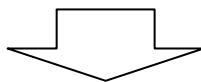
注) 移行と暫定期間

本年10月1日を目途に基本計画及び統計委員会等に関する部分を施行し、公布の日から2年以内に本格施行。この間の暫定期間中、統計委員会において、基本計画の審議等の準備行為を行う。

2 国民経済計算に関する規定

新しい統計法では、国民経済計算に関する条文が設けられ、

- ① 国民経済計算を基幹統計として位置付け。
- ② 内閣総理大臣が、国連の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を設定。
- ③ 作成基準の設定・変更にあたって、統計委員会の意見を聴くこと、公示することを義務づけ。



- 国民経済計算の位置付けを明確化。
- 作成基準をあらかじめ設定することにより、中立性・客観性を高める。

(参考) 統計法（平成十九年法律第五十三号） 抄

(国民経済計算)

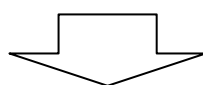
- 第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準（以下この条において単に「作成基準」という。）を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 国民経済計算調査会議の今後

新しい統計法では、内閣府に統計委員会を設置し、

- 公的統計の整備に関する基本的な計画の案の調査審議
- 国民経済計算の作成基準の設定に関する調査審議
- 基幹統計の指定の調査審議
- 基幹統計作成機関に対する協力要請に関する調査審議
- 統計法の施行状況の報告に関する意見表明

等の機能を負うこととなった。



国民経済計算調査会議を廃止し、その機能を、統計委員会に承継することとしたい。

- ・ 統計委員会は、「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」に発足することとなるが、本年10月1日を目途に、関係行政機関と連携し準備を進めているところ。
- ・ 統計委員会の下に、国民経済計算に関する部会を設置し、これまで国民経済計算調査会議で行っていた調査、検討を引き続き行うとともに、新たに統計委員会の権限として規定された、国民経済計算の作成基準の設定に関する調査審議を行っていただくべく、検討中。

(参考) 統計法 (平成十九年法律第五十三号) 抄

第五章 統計委員会

(設置)

第四十四条 内閣府に、統計委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(所掌事務)

第四十五条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第四十六条 委員会は、委員十三人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第四十七条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第四十九条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第五十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。